

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字内出二一二番七地先まで</p>	<p>児玉郡神川町大字中新里字内出二〇七番五地先から同郡同町大字中新里</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇二 一一・〇二</p>	<p>九・六〇 一一・〇二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六〇・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事による</p>		<p>備 考</p>